

「障がい者計画（案）」に対する意見と町の考え方

「障がい者計画（案）」を検討するにあたり、東員町町民意見提出（パブリック・コメント）制度に関する要綱に基づき、検討途中の案を公表しパブリック・コメントを実施しましたので、その結果と提出された意見に対する町の考え方を公表します。

■意見の募集期間：令和2年12月14日（月）～令和3年1月13日（水）

■意見提出者：1人

■意見数：3項目

■意見の提出方法：電子メール

NO	項目・ページ	ご意見・ご提案の内容	町の考え方（案）
1	全般的なこと	「障害福祉計画」と「障がい者計画」については、国の担当が前者は厚労省社会援護局と後者は内閣府政策統括官共生社会政策担当という主務官庁が異なるということですが、自治体によっては「障害福祉計画」と「障がい者計画」を一体的に策定する例もあるようです。（例：東京都、桑名市など）東員町においても、可能な時に両計画を一体的なものとするようにすることはできませんか？策定作業の軽減を図れると思います。	計画期間が「障がい者計画」は6年、「障害福祉計画・障害児福祉計画」は3年と異なるため、分冊といたしました。次回策定時に、合冊を含め検討させていただきます。
2	P3 第1章4.計画の対象者および障がいのある方の範囲	「あらゆる分野からの参画と協働を必要とすることから対象者は全町民であるといえます。」との部分が、少しわかりにくいかと思いました。（対象と言う対象になる障がいの範囲とかを想像してしまいがちだからです。） 障害の有無にかかわらず誰もがという点、共生社会という理念を入れる意味合いで例えば「あらゆる分野からの参画と協働を必要とすることから対象者は障害の有無にかかわらず全町民であるといえます」とかだといかがかなと思います。	全町民には、障がいのある方もない方も含まれますので、原案のとおりとさせていただきます。
3	P89 資料編 4. 調査結果 2. 事業所	事業所の表の内容について現状の精査はされていると思いますが、確認です。	掲載しているのは、アンケート調査を行った事業所の一覧となっています。